

令和7年度荒川区職員カムバック採用選考案内

令和8年3月24日

荒川区

荒川区職員カムバック採用選考は、転職や育児・介護等を理由に荒川区を一度退職した人材を再度採用し、その知見を区政に還元することを目的とした採用選考です。

1 採用職種、職務の級、採用予定人数等

(1) 職種

事務（一般事務・ICT）、福祉（福祉、保育士、児童指導）、心理、土木造園（土木技術・造園技術）、建築、機械、電気、衛生監視（保健衛生監視・食品衛生監視）、歯科衛生、理学療法、作業療法、栄養士、保健師、看護師、技能VI（作業Ⅲ）

※退職時の職種と同一の職種で採用します。

なお、欠員状況等により、選考を実施しない場合がありますので、応募前にお問い合わせください。

(2) 職名及び職務の級

原則として、退職時の職務の級と同等以下の級で採用します。

職名	職務の級
係員	1級職
主任・技能主任	2級職
係長・技能長	3級職
課長補佐・統括技能長	4級職
課長	5級職
部長	6級職

(3) 採用予定人数

若干名

(4) 主な勤務予定先及び職務内容

本庁各課及び区内各施設において、職種に応じた職務に従事

※勤務場所は、原則敷地内禁煙です。

2 受験資格

(1) 下記の要件を全て満たす方

①平成30年4月1日以降に荒川区を退職した方

②荒川区での在職期間が1年以上ある方

※ただし、下記については在職期間に含みません。

・特別職・臨時的任用職員・任期付職員・会計年度任用職員であった期間

・停職期間

・人事交流者については、他の特別区や一部事務組合における職員期間

③令和7年度末（令和8年3月31日時点）において満62歳未満の方

※5級職以上での採用を希望する場合は、満60歳未満の方

④日本国籍を有していること

※福祉・心理・歯科衛生、理学療法、作業療法、栄養士、保健師、看護師、技能VIを受験する場合は除きます。

(2) 次のいずれかに該当する場合は受験できません

①受験する職種が資格又は免許を必要とする場合に、該当する資格又は免許を有していない方

②地方公務員法等で選考を受けることができないとされる方

—地方公務員法第16条（欠格条項）—

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。

(3) 福祉（保育士）の採用内定者については、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）に基づき、本採用選考の最終合格後に「保育士特定登録取消者管理システム」を活用し特定登録取消者に該当するかどうかを確認します。照会の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は、内定後であっても採用しない場合があります。

また、福祉（保育士）での採用に限らず、業務へ従事するに当たっては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用までの間に、誓約書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。なお、採用に至る過程で、特定性犯罪の前科について虚偽の申告をした場合は、内定の取消事由に該当します。

3 選考方法

選考申込から採用内定までに、3か月程度を要します。

(1) 書類審査

※在職時の人事評価を含みます。

(2) 面接

※面接の実施日、会場については別途お知らせします。

(3) 採用予定日

原則、令和8年4月1日以降の採用。

ただし、欠員状況等により、採用予定日より前に採用される場合があります。

4 申込手続

(1) 申込方法

電子申請サービス「LoGo フォーム」に必要事項をご入力の上、お申し込みください。

(2) 申込先 URL

<https://logofirm.jp/form/bUir/1501812>



※申込期間中に正常に受信したものを有効とします。この場合、採用選考の申込みを受け付けた旨のメール（申請到達）を送信します。メールが届かない場合は、申込期間中に必ず荒川区管理部職員課人事係までご連絡ください。

※システム保守整備のため申込期間中にシステムを停止する場合や、予期せぬ機器停止及び通信障害等が起きた場合のトラブルについては、責任を一切負いません。

※申込フォーム等により収集した個人情報については、本採用選考業務にのみ使用します。

(3) 受付期間

令和8年3月24日(火)～令和8年3月31日(火) 午後5時15分【受信有効】

5 主な勤務条件等

(1) 勤務日・勤務時間

原則として勤務日は月曜日～金曜日、勤務時間は午前8時30分から午後5時15分まで(週38時間45分)。

ただし、勤務場所により変則勤務となる場合があります。

(2) 給与

退職時の級号給を基礎とし、退職年度以降の期間経歴等に応じた加算を行います。このほか、条例等の定めるところにより、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

なお、採用されるまでに給与改定等が行われた場合は、その額によります。

(3) 休暇

採用時期に応じた年次有給休暇の日数(最大20日)が付与されるほか、夏季休暇、慶弔休暇等があります。

(4) 昇任

昇任選考又は昇任能力実証の受験資格における在職期間の計算にあたっては、原則として離職前の在職年数の全期間を通算します(停職期間等は加算されません)。ただし、採用初年度及び条件付採用期間は昇任選考・昇任能力実証を受験することはできません。

問い合わせ先

荒川区管理部職員課人事係

電話：03-3802-3111(内線2231～2233、2238)